

特定非営利活動法人日本脳神経血管内治療学会 推薦、助成研究 申請要項

2016 年 1 月 15 日

1 推薦、助成の目的と背景

特定非営利活動法人日本脳神経血管内治療学会は、以下の定款および施行規則に掲げるとおり、脳神経領域の学術研究を奨励し、医療の発展に寄与することを目的としています。本会の目的に合致する学術研究を推薦、助成します。

定款第 3 条 この法人は、広く市民に対して、脳神経血管内治療及び関連する領域の学術研究、広報、調査研究及び資格認定等を行うことで、その進歩及び普及を図り、もって学術文化の発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。

同第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究発表会、講演会の開催等による脳神経血管内治療及び関連する領域の学術研究事業
- (2) 機関誌及び論文図書等による脳神経血管内治療及び関連する領域の広報事業
- (3) 脳神経血管内治療及び関連する領域の調査研究事業
- (4) 国内外の関連する諸団体との連携事業
- (5) 脳神経血管内治療及び関連する領域の専門医認定基準の策定、公表及び資格認定事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

施行規則第 29 条 本会は、会員の学術研究を奨励し、医療の発展に貢献することを目的とし、学術研究を推薦または助成し。その運営に関する規約を別に定める。

2 概要

対象	脳神経血管内治療に直接関連する研究 註：研究対象に対する人権擁護上の配慮、不利益および危険性の排除や十分な説明と理解、実験動物に対する動物愛護上の配慮を要します。これらを含め、学術委員会が審議します。	
申請対象者	特定非営利活動法人日本脳神経血管内治療学会の正会員	
過年度採択者	原則として 3 年を越えて、同じ研究の応募申請はご遠慮下さい（ただし審査で認められる場合はその限りではありません）。	
採択件数	推薦研究	特に定めません。
	助成研究	原則として 1 年に新規 5 件、総額 500 万円以内を予定していますが、理事会が認める時はその限りではありません。
推薦、助成期間	原則 1 年ですが、研究内容によっては次年度以降継続を認めます。	
申請方法	所定の書式（学会のホームページでダウンロードできます）に基づき、当学会に郵送または電子メール添付で提出してください。 助成研究に応募する場合は、所属機関長の推薦が必要です。 主任研究者として応募できるのは、過年度採択を含め、推薦研究および助成研究、各 1 件です。 助成研究に選ばれなかった時に推薦を希望する場合は、区分を「助成/推薦」としてください。	

申請先	特定非営利活動法人日本脳神経血管内治療学会学術委員会 〒160-0016 東京都新宿区信濃町 35 信濃町煉瓦館 5F 一般財団法人国際医学情報センター内 日本脳神経血管内治療学会事務局 TEL: 03-5361-7555 FAX: 03-5361-7091 E-mail: jsnet-admin@umin.net
申請期間	2016 年 1 月 15 日から 2016 年 2 月 15 日（消印有効）
選考方法	2016 年 2 月開催予定の学術委員会で審査し、理事会で決定します。
採否の通知	2016 年 3 月上旬に申請者に通知します。
助成金の交付	学会との契約を締結後、速やかに指定金融機関に振り込みます。
助成金の会計報告	本学会の会計年度終了時（毎年 9 月）に、助成金の執行状況を報告して下さい。また、研究終了後 3 ヶ月以内に、助成金を含む研究の収支を学会に報告してください。
報告義務	次年度応募期間終了（来年度は 2017 年 1 月 31 日予定）までに、研究の進捗状況を報告して下さい。また、研究終了後 3 ヶ月以内に、研究成果報告を所定の様式に基づき報告してください。報告書が提出されない場合や、学術委員会の審査の結果、推薦または助成の取り消し、および助成金の返却を求めることがあります。 研究成果を学術集会および論文等に公表するときは、「日本脳神経血管内治療学会推薦または助成」と明記してください。また、学術委員会に研究実績として報告して下さい。